

学校いじめ防止対策基本方針

平成31年4月

福島県立喜多方東高等学校

福島県立喜多方東高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止対策基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となる得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

第2条「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態（例）>

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句等、嫌なことを言われる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ・対象の子が来ると、その場からみんながいなくなる。
 - ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・使い走りやさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誤診や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策委員会」

② 構成員

教頭、保健主事、養護教諭、各学年主任、生徒指導部2、スクールカウンセラー

③ 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

(3) いじめの未然防止のための取り組み

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③教職員に対し、いじめの防止等のため対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取り組みについての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取り組み

- ①教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ②面接旬間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③生徒に関する情報については、教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ①いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導部長を経由して校長に報告する。
- ②事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になってそのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて行動の変容につなげる。
- ④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時の対応

<重大事態とは>

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行なって事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(6) 年間計画

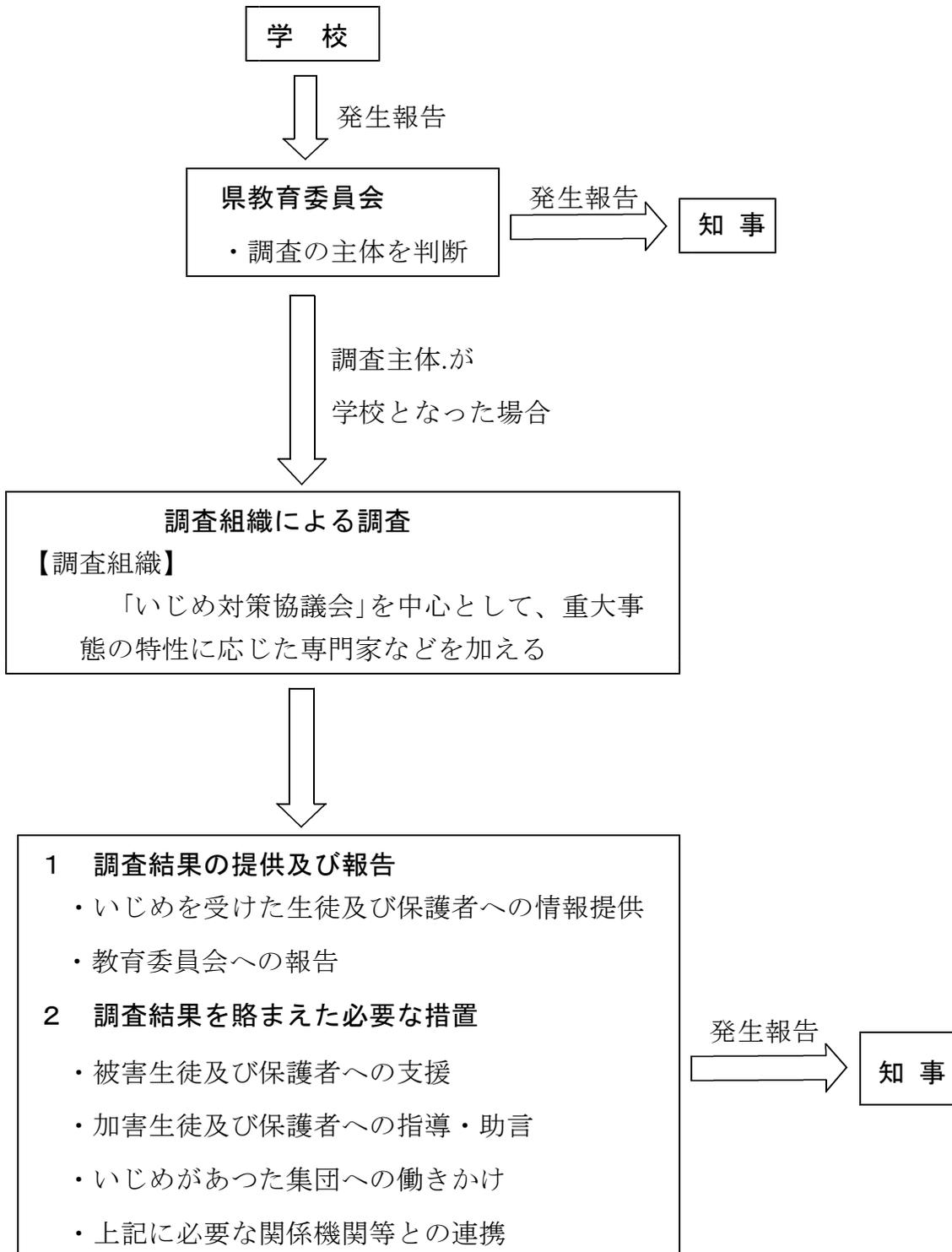
| 月 | 生徒指導計画 | 面談・実態調査 の実施計画 | 校内研修計画 | いじめ防止のた めの会議等 | 評価計画 |
|----|--------|------------------|--------|--------------------|-----------------|
| 4 | 全校集会 | | 校内研修 1 | 第 1 回いじめ防 止対策会議 | 計画・目標の 作成と提示 |
| 5 | | 第 1 回面接旬間 | | | |
| 6 | 全体講話 | | | | |
| 7 | | いじめに関する アンケート | | | |
| 8 | | | | 第 2 回いじめ防 止対策会議 | |
| 9 | | 第 2 回面接旬間 | | | 中間評価 |
| 10 | | | 校内研修 2 | | |
| 11 | | いじめに関する アンケート | | | |
| 12 | 全体講話 | | | | |
| 1 | | | | 第 3 回いじめ防 止対策会議 | |
| 2 | | いじめに関する アンケート | | | 年間評価報告 |
| 3 | | | | | |

(7) 評価と改善

①学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。

②評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応



いじめ防止のためのチェックリスト

基本的な考え方・教育指導の在り方

【職員の認識】

- ①弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない。
- ②学校は生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場である。
- ③教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し生命や人権を大切にする態度を育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
- ④学校はいじめの問題の解決について大きな責任を有している。
- ⑤「子どもの立場に立った運営」「開かれた学校」を基本姿勢とし、学校運営の改善を図る。
- ⑦いじめられた生徒やいじめを告げた生徒を徹底して守り通すという毅然した態度を日頃から示す必要がある。
- ⑧学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどうか関わったらよいか考え、主体的に取り込むことは大きな意義がある。
- ⑨すべての児童生徒が自ら参加でき、分かりやすい授業を工夫するなど、個に応じた指導に努める必要がある。
- ⑩学校行事や部活動等において自己存在感をもつことができる場合が多いことに配慮し、子どもの「絆づくり」と「心の居場所づくり」に努める。

【生徒の認識】

- ①いじめは人間として絶対に許されない。
- ②いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されない。
- ③いじめを大人に伝えることは正しい行為である。

【学校運営・学級経営等の在り方】

- ①役割分担や責任の明確化を図り、どんな些細な事実や相談であってもいじめが疑れる内容については、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立している。
- ②個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識して危機意識をもって取り組んでいる。
- ③教師の何気ない言動が生徒に大きな影響力を持つことに十分留意している。
- ④いじめに迅速かつ適切に対応していじめの悪化を防止し、早期に真の解決を図っている。
- ⑤養護教諭等と連携を積極的に図るなど、生徒への親身な教育相談を一層充実させる。
- ⑥会議や行事の見直し等校務運営の効率化を図り、生徒や保護者と接する機会の確保と充実に努める。
- ⑦全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する。
- ⑧清掃活動などを通して生徒と触れ合う機会の確保に努める。
- ⑨活動指導においては、生徒同士の人間関係や一人ひとりの個性に配慮する。
- ⑩生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努める。
- ⑪教育活動全体を通して、友情の尊さや心からの信頼の醸成等について適切に指導する。
- ⑫グループ内での生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う

【いじめる生徒への対応】

- ①保護者の協力を積極的に求めながら、教育的な指導を徹底して行う。
- ②一定期間、校内で他の生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも有効と考えられる。
- ③いじめを繰り返したり、いじめの仲間から抜けたことでいじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導する。
- ④いじめの状況が一定の限度を超える場合は、出席停止の措置を講じたり、警察等に適切な協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。
- ⑤暴行や恐喝など犯罪行為に当たるような場合は、警察との連携が積極的に図られてよい。

【いじめられる生徒への対応】

- ①保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に十分な措置を講じながら生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められてよい。
- ②グループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うことも必要である。
- ③必要に応じて生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫されてよい。
- ④保護者の希望により、関係学校の校長との関係者の意見も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や地域外就学を認める措置について配慮する必要がある。

【家庭・地域社会との連携】

- ①学校は、「聞かれた学校」の観点に立ち日頃から学校の対処方針やいじめ防止に関する年間指導計画など、いじめに関する取組み等を保護者等へ周知して理解や協力を求める。
- ②いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意をもって対応することが必要である。
- ③いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者と意見交換の機会を設ける。
- ④学校との実質的な連絡協議の場を確保して、積極的に連携を図る必要がある。

【その他】

- ①あってはならない教師の体罰がいじめへの取組みに少なからぬ影響を及ぼしていることに留意する。

いじめに関するアンケート

次にあげた1～25について、A「されたことがある」、B「されたことはないがみたことはある」、C「されたことも見たこともない」のどれかに○をつけなさい。

- 1 掃除や給食の当番など、自分のやるべきことを他の人にやらせる。 A B C
- 2 体操服や教科書、文房具などの忘れ物を他の人に取りに行かせる。 A B C
- 3 ノートを人にとらせたり、宿題などを他の人にやらせたりする。 A B C
- 4 自分のかばんや荷物などを無理やり他の人に持たせたりする。 A B C
- 5 本人が行きたがらない所へ無理やりさそって連れて行く。 A B C
- 6 昼食時におかずなどを無理やりにとる。 A B C
- 7 お金や文房具などを借り、そのまま返さない。 A B C
- 8 金をくれと言ったり、金をつごうしてこいと言う。 A B C
- 9 かげぐちを言ったり、ありもしないことを言いふらす。 A B C
- 10 いやなあだ名や気にしていることを人前でずけずけと言う。 A B C
- 11 他人の身体や性格などを悪意をもって言いふらす。 A B C
- 12 他人の家庭のことで気にしていることを悪意をもって言いふらす。 A B C
- 13 人の教科書や靴などをわざと隠したり、作品を壊したりする。 A B C
- 14 いやがらせの落書きをしたり、いやがらせの電話をかけたりする。 A B C
- 15 自分では直接せず、他の人を使っていやがらせをする。 A B C
- 16 自分では手を出さずに、他の人に命令して暴力をふるわせる。 A B C
- 17 遊びだと言って、首をしめたり押さえこんだりする。 A B C
- 18 たいした理由もなくなぐったりけったりする。 A B C
- 19 下級生におじぎやあいさつを強制する。 A B C
- 20 態度が悪いからといって、上級生が下級生をいろいろな方法でせめたてる。 A B C
- 21 部活動などで、練習だといって、先輩が後輩を無理にしごく。 A B C
- 22 お互いに悪いところがあるのにご一方的に相手だけに謝らせる。 A B C
- 23 「親や先生に告げ口をしたら許さない」と言って口止めをする。 A B C
- 24 たいした理由もなく、一人をおおぜいで無視したり、仲間はずれにしたりする。 A B C
- 25 グループから離れたいと思っていても、なかなか自由にさせない。 A B C